

いじめ防止基本方針

尼崎市立園田東中学校

1. はじめに

① 「いじめ防止対策推進法 第1条」

「この法律は、いじめが、いじめを受けた児童などの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）の為の対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体などの責務を明らかにし、並びにいじめの防止等の為の対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」

② 「いじめの定義」

この方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が本校に在籍する者どうし等、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※ 1 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。
- ※ 2 いじめの認知は、特定の教職員のみによらず、いじめ防止対策チームを活用して行う。」

③ 本校における、いじめ防止等のための対策内容(三本の柱)

- ・「いじめ防止基本方針」の策定。本校のいじめの防止等の取り組みについての基本的な方向、取り組みの内容について定める。
- ・「いじめ防止対策委員会」の設置。学校内におけるいじめの防止、早期発見、対処等、組織的な対応を行う。 ※「いじめ防止基本方針」の中に定める。
- ・「学校におけるいじめの防止等に関する措置」いじめの防止、いじめの早期発見、いじめに対する対処。 ※「いじめ防止基本方針」の中に定める。

2. いじめ防止基本方針

① 基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、

いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること、いじめは重大な人権侵害であるという認識に立って、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

② いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。直接的に加害となる事実が無くとも、見て見ぬふりをするなどの行為もいじめの補助と考えられる場合があることを周知しておく。

③ 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所（子どもセンター）その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

上記の責務を果たすために、いじめ防止対策委員会を設置する。いじめ防止対策委員会は定期的に研修や情報交換を行い、その予防と対処を行う。

④ 学校におけるいじめの防止と早期発見

学校では、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○具体的対策（教育課程）

- ・道徳教育の年間指導計画の作成及び全教科において計画を立ていじめ防止に取り組む。
- ・いじめアンケートや教育相談の充実。また、カウンセリングマインドや生徒指導能力など教員の資質向上を行う。SCとの連携強化。
- ・いじめ全般に関する教員同士の情報共有と協働を大切に、「いじめ防止対策委員会」を中心として組織的な活動を展開する。
- ・体験活動充実のため、ボランティア活動や生徒会活動の活性化。自治能力の向上。トライやるウィークの推進。いじめ防止の啓発活動などを行う。
- ・朝のあいさつ運動等を通して、日頃から生徒との深い関係を構築し、防止及び早期発見に努める。（生徒との信頼関係）
- ・家庭訪問等を通じて日頃より保護者との情報交換を大切にする。（保護者との信頼関係）
- ・インターネットを介したいじめ防止のために、技術科の授業やサイバー犯罪防止（警察）講演会なども活用する。

○具体的対策（保護者、地域との連携）

- ・校区内健全育成協議会や地域の協議会との連携。（情報交換や支援）。また、オープンスクールの実施。地域会合への積極的参加。（地域との関係強化）

- ・生徒の自主的活動支援のために、生徒会活動や課外クラブ活動、各行事において積極的に P T A にも参加を呼びかけ、保護者とともにいじめ防止の連携をとる。
- ・いじめ防止の啓発活動として、教育講演会の実施、ホームページや学校だより、学年だよりなどを活用した取り組み。P T A 広報誌の利用など。

○いじめ防止等のための組織（いじめ防止対策委員会）

- ・組織編成（校長、教頭、生徒指導担当、不登校担当、学年主任、養護教諭、S C、各学年生徒指導担当）必要に応じて S S W や C W、保健士が加わる）
- ・この組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたっての中核となる役割を担う。
- ・この組織は、学校が取り組んだいじめ問題について P D C A サイクルで検証を担う役割を持つ。
- ・月例、週例の定期的な会議を開く。いじめの防止。いじめの早期発見。いじめ発生時の対処の中核を担う。

3 いじめに対する対処(措置)

- ・生徒や保護者・地域等からいじめの通報を受けたとき、その他在籍している生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- ・速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等についていじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒その他の生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ・いじめを受けた生徒等の保護者といじめを行った生徒等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処する。在籍する生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。
- ・いじめ防止対策委員会が中心になり指揮命令、対策、対処を行う。

(詳述)

- ①連絡・相談経路や窓口。(教育相談、外部との連携、定期的アンケート、T E L、等)
- ②教育委員会との連携・報告(いじめ報告、生指協議会、福祉事務所、等)
- ③教職員の指導体制(報告・連絡・相談の組織づくり、適切な懲戒、S C や S S W との

連携、保護者への説明・懇談の方法、支援や助言の方法、等)

- ④いじめられた生徒やいじめた生徒への指導体制（別室指導体制、学習支援方法、柔軟なクラス編成、施設・環境整備、等）
- ⑤保護者対応（事案の詳細な調査と報告、客観的事実の報告、丁寧な支援・指導・助言の提案と協力要請、等）
- ⑥関係機関との連携（事案の実態に沿った関係機関との連携、警察、福祉、病院、等

【組織図】

